

# 自衛隊員の安全を守るために



## 自衛隊員救急救命法案を提出

南スーダンで活動する自衛隊のPKO部隊 (写真出所 = 防衛省ウェブサイト)

政府は11月15日、南スーダンPKO実施計画に新しい任務として「駆けつけ警護」を付与する閣議決定を行い、12月12日から「駆けつけ警護」の実施が可能となりました。南スーダンの状況が極めて流動的な中、地元の武装グループとの交戦の可能性が高まるとも考えられ、自衛隊の安全確保措置が万全かどうかや、第一線救急救命体制(※)にも大いに疑問が残ることから、民進党は南スーダンPKOで「駆けつけ警護」任務を付与することには反対しています。今後事態が急変することが考えられ、政府は現地情勢を厳しく認識して撤収も含めた慎重な判断をすべきです。

同時に民進党は、自衛隊の行動に際しての救急救命体制が、諸外国と比較してもせい弱であるため、第一線救急救命体制の充実についてはできるだけ速やかに取り組むべきと考え、「自衛隊員救急救命法案」を11月15日、国会に提出しました。

(※) 自衛隊の行動に従事している隊員が重度傷病者となった場合、当該隊員が医療施設に搬送されるまでの間、症状の著しい悪化を防止し、生命の危険を回避するために必要な処置を実施する活動

### 自衛隊員救急救命法案 (民進党案)

第一線救急救命活動を的確に実施するために以下の事項を定める

- ①実施基準の策定
- ②医療職種隊員の養成・人員の確保
- ③②以外の隊員への教育訓練の実施
- ④搬送体制の確保、必要な装備品の確保  
①～④の体制整備を進めるための計画を決定し、必要な法制上または財政上の措置を講ずるものと規定
- ⑤防衛省内に審議会を設置し、諸外国の体制を参考にした具体的な議論を促し、必要な基準を策定



### TPPに次ぐ第2の「のり弁当」資料

民進党は、衆院安全保障委員会で南スーダンの首都ジュバを10月8日に訪問した稲田朋美防衛相に陸上自衛隊が参考資料として提出した「防衛大臣現地状況報告」の開示を要求しました。しかし、提出されたのは左のとおり真っ黒の「のり弁」のような資料。同委員会の後藤祐一理事は、「政府がジュバの治安は『比較的落ち着いている』と説明しているのに情報を隠すのはおかしい」と話しています。